

IV 短期借入金の限度額

(中期目標)

「Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

(中期計画)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。

(年度計画)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。

(年度計画における目標設定の考え方)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額については、中期計画に定めた額と同額の300億円とした。

(平成25年度における取組)

■ 短期借入金の借入

一時的な資金不足に対応するための短期借入金について、資金の適正な管理を行うことにより、平成25年度は借入を行わなかった。

(次年度以降の見通し)

平成25年度は、一時的な資金不足に対するための短期借入金の借入を行わなかった。

短期借入金の借入については、引き続き、短期借入金の限度額内となるように資金の適正な管理を行うことにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。